

## 溶接学会が主催など関係するオンラインイベントに関わる 著作物利用と公衆送信権等に関わる許諾申請の免除について

2020年 8月4日  
一般社団法人溶接学会 編集委員会  
委員長 伊藤 和博

昨今のコロナ禍により、多数が集合して対面式にて全国大会、研究委員会、講習会などを行うことが困難となり、オンラインイベントを行う機会が増加傾向にある。しかしながら、オンラインイベントでは、著作権に関連するいくつかの権利侵害防止に多大な申請などを講演者個人が行う必要があり、講演者に大きな負荷となっている。そのため、予定していた講演をキャンセルする状況が発生している。

そこで、溶接学会編集委員会では、学会員のこれまでの活発な研究・教育活動をオンラインイベントにおいてもサポートしていくために、2020年度第3回編集委員会にて、下記を決議したので、ここに告知する。

### 記

#### 【目的】

溶接学会会員が、コロナ禍前の活発な研究・教育活動を、オンラインイベント上でも引き続き行えるように、溶接学会編集委員会としてできるサポートを行う。

#### 【著作物】

溶接学会誌記事、溶接学会論文集論文、溶接学会全国大会講演概要集概要など、溶接学会に著作権が移行している文章、図、表などをさす(数字などデータ自体は著作物ではない)。これまで、それらを引用する時に、所定のテンプレートを利用して「引用・転載許諾のお願い」を溶接学会編集委員会に提出している。

#### 【溶接学会が関連するオンラインイベントでの著作物利用許諾に対する特別対応】

**溶接学会主催や共催など溶接学会が関わるオンラインイベントにて、溶接学会会員である講演者が、溶接学会が著作権を有する溶接学会誌記事、溶接学会論文集論文、溶接学会全国大会講演概要集概要などに掲載の文章・図・表を講演資料にて引用利用し、公衆送信する場合、引用利用した文章・図・表の引用元をその文章・図・表の近くに適切に明記することにより、オンラインイベントでの発表・講演の度に溶接学会編集委員会に対して著作物の利用および公衆送信に関わる許諾を申請することを免除する。**

補足： 一般的には、オンラインイベント(オンデマンド型、同時双方向型など)において、講演者の著作物である講演資料(発表スライド、配布資料など)に、他者が作成した、あるいは、自身作成で著作権を移行した著作物を引用使用する場合、その著作物の利用と公衆送信・送信可能化権に対して講演者個人が各著作物に対してその利用許諾を取得する必要がある。